第３子以降の放課後児童クラブ保育料を補助します

多子世帯の経済的負担を軽減するため、市内の放課後児童クラブを利用する第３子以降の保育料を補助します。

* **対象児童**

　次の①②のいずれも満たす児童

　①市内に住民登録がある児童

　②市内の放課後児童クラブを利用し、かつ、第３子以降である児童

（第１子の年齢は問いません）

* **補助金額**

　月額上限額　１万円

　・クラブで規定されている月額保育料（クラブの規定により、保育料が減免となる場合は、減免後の保育料）と月額上限額１万円を比較して、少ない額が補助金額となります。

・月額上限額を超えた分は、保護者の負担となります。

・長期休暇中の保育料加算額、飲食物費、教材費、行事費その他の実費徴収費は、補助の対象となりません。

**● 手続きのながれ**

**①交付資格の認定申請**

・補助金の交付資格の認定を受けるため、「富津市第３子以降放課後児童クラブ保育料補助金交付資格認定申請書」をクラブに提出してください。

・第１子や第２子等と住民票の世帯を分けている場合は、戸籍抄本を添付してください。

**②交付申請および請求**

**≪補助金の手続きをクラブに委任する方≫**

・保育料から補助金額を控除した差額をクラブにお支払いください。

**≪補助金の手続きをクラブに委任しない方≫**

・７月、１０月、１月、４月に前月分までの補助金額を「富津市第３子以降放課後児童クラブ保育料補助金交付申請書兼請求書」に記入し、こども家庭課に提出してください。

・上記の交付申請書兼請求書の提出は、複数月分をまとめて行うこともできますが、１０月には必ず提出してください。

・初回の交付請求時は、振込先がわかる書類（通帳やキャッシュカードの写し等）を添付してください。

**③認定事由の消滅**

第３子以降放課後児童クラブ保育料補助金の対象でなくなった場合は、「富津市第３子以降放課後児童クラブ保育料補助金認定事由消滅届」をクラブに提出してください。

**≪消滅事由の例≫**

・クラブを退所した（卒業による退所を除く）

・児童が市外に転出した

・家庭状況の変化に伴う保護者の変更　など

お問い合わせ

富津市こども家庭課子育て支援係

☎ 0439-80-1256